

鈴鹿市建設業者格付要綱の運用基準

この基準は、鈴鹿市建設業者格付要綱（以下「格付要綱」という。）に関する運用及び参考格付の方法等について定める。

- 格付要綱第4条第2項に規定する点数の基準及び業者数は、別表のとおりとする。
- 格付要綱第3条第1項第2号アに掲げる「新規支店業者で、経営規模が市内業者と比べて同等であること」とは、次のとおりとする。
新規支店業者で、市内業者の各格付業種におけるAランクの客観点数と主観点数の合計の最高点数以下、最低点数以上の者とする。

- 格付要綱第3条第1項第2号イに掲げる「新規支店業者で、過去に営業停止、資格停止等の処分を受けていないこと」とは、下記の処分（措置）期間とする。

処分（措置）内容及び期間	対象となる年数
2か月以内の資格停止	格付審査基準日から過去3年間
営業停止及び2か月を超える資格停止	格付審査基準日から過去5年間

なお、三重県及び鈴鹿市での処分を対象とし、両方で処分（措置）を受けている場合は、重い処分を対象とする。

- 格付要綱第3条第2項に掲げる「格付の対象業者としないことができる」者とは、次に例示する者等とする。
 - その者の工事経歴が、市の発注する工事種別にそぐわない者
 - 土木工事については、上水道業者・造園業者等で経営・設備が水準以下の者
 - 舗装工事については、施工能力が水準以下の者
 - 格付された者のうち、数年間にわたり市の工事实績がない者
 - 営業所が、単なる事務連絡のために設置された工事事務所・作業所・民家等と認められるとき。また、専任の技術者が配置されている事務所と認めがたいとき。
 - 支店業者で経審点数が市内Aランク業者の最低点数より低くなった者
 - 格付け対象業者で代表者が重複する者
 - 格付・入札参加資格確認用技術者調書等の提出のない者

- 測量設計業務については、必要に応じ参考格付することができる。この場合、参考格付対象業者は格付要綱第3条第2項を準用する。また格付の方法・基準は、次のとおりとする。

測量設計業務・・・市内本店業者と市内支店業者との区分とする。

- 格付要綱第6条から第8条までの規定は、参考格付を行う場合にこれを準用する。

- 支店業者として格付（参考格付を含む。）する場合は、その対象業種は4業種（土木、建築、舗装、測量設計）のうち1業種のみとする。

- 格付要綱第4条第1項に掲げる「工事成績評点及び技術者数等」とは、次のとおりとする。

・工事成績評点

- 次に該当する工事成績評点を加算の対象とする。

・鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局が発注する工事

ただし、鈴鹿市上下水道局が発注する工事において工事成績評点の対象となる業種は土木一式工事（下水道部門）に限る。

・対象期間は格付審査基準日から過去3年間

- ・対象期間内に完成認定を受けた工事

(2) 加算点数については、工事種別毎の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て）に応じて、以下の表に掲げる点数を加算する。

工事成績		点数
以上	未満	
0	5 0	－ 2 0
5 0	5 5	－ 1 5
5 5	6 0	－ 1 0
6 0	6 5	－ 5
6 5	7 0	0
7 0	7 5	5
7 5	8 0	1 0
8 0	8 5	2 0
8 5	9 0	3 0
9 0	9 5	4 0
9 5	1 0 0	5 0

- ・技術者数

技術者数等による等級は次のとおりとする。

土木一式	A 1 等級 1 級国家資格者：5 名以上 （うち 3 名の公共工事における主任技術者の同業種の実績を要する。） A 2 等級 1 級国家資格者：3 名以上 （うち 1 名の公共工事における主任技術者の同業種の実績を要する。） B 等級 1 級国家資格者：1 名以上 と 2 級国家資格者：1 名以上 C 等級 2 級国家資格者：1 名以上 D 等級 上記以外
建築一式	A 等級 1 級国家資格者：2 名以上 B 等級 2 級国家資格者：1 名以上 C 等級 上記以外
舗装	A 等級 1 級国家資格者：2 名以上 （うち 1 名の公共工事における主任技術者の同業種の実績を要する。） B 等級 2 級国家資格者：1 名以上 C 等級 上記以外

・土木一式と舗装の国家資格者は、建設業法により主任技術者となり得る建設業法の土木施工管理技士または建設機械施工技士、及び技術士法の技術士とする。なお、技術士法における技術士は 1 級国家資格者とみなす。

・建築一式の国家資格者は、建設業法により主任技術者となり得る建設業法の建築施工管理技士または建築士法の建築士とする。

・公共工事の主任技術者の実績は、格付審査基準日から見て過去 5 年以内に完成（引渡し）をした工事を対象とする。

また、現場代理人としての実績を有する者も可とし、監理技術者補佐の実績は不可とする。

なお、実績時点における資格の有無は問わない。

- ・その他

対象期間内に資格（指名）停止措置を受けたものは次のとおり減算する。

- ・資格停止措置期間の月数を 5 倍した点数を減算する。（1 月に満たない月数は 1 月に切り上げる。）
- ・対象期間は工事成績評価点に準じるものとし、期間内に資格停止通知日がある

措置を減算の対象とする。

9. 格付要綱第4条第3項における随時受付時の格付審査基準日は次のとおりとする。

- ・名簿への随時新規登録、希望業種の追加等による格付
定められた名簿登載時期の前月1日
- ・その他
格付を希望する月の前月1日

10. 格付の有効期間中に格付要綱第3条の要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した時点をもって格付を無効とする。

附則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和7年2月6日から施行する。